

令和4年度 京都大学基金 企業寄附奨学金 募集要項

CES : Kyoto U. Fund - Corporation Endowed Scholarships

1. 趣旨・目的

京都大学基金企業寄附奨学金「CES」は、本学卒業生/修了生が活躍する民間企業からのご寄附による給付型の奨学金制度です。学業優秀な学生が経済的困窮を理由として修学を断念することのないよう支援することを目的としています。

2. 出願資格

- (1) 本学の正規の教育課程に在籍（見込みを含む）する者。
- (2) 学業優秀である者。学業基準は別表のとおり。
- (3) 日本学生支援機構第一種奨学金の家計基準を満たす者。
- (4) 在学年数が修業年限を超えていない者。
- (5) 出願時または出願にかかる学期の開始前6ヶ月以内に通則第32条第1項（第53条及び第53条の15において準用する場合を含む。）の規定による懲戒処分を受けていないこと及び処分中でないこと。なお、出願後に懲戒処分を受けた場合は、当該出願資格を無効となります。
- (6) 上記のほか、寄附者から提示された条件を満たす者。

<別 表>

区 分	基 準
学 部 1 年次	高校等の全科目評定平均値が 3.5 以上
学 部 2 年次 以 上	前年度までの修得単位数が所属学部 of 標準修得単位数以上、かつ次の計算式を満たすこと $\{ (\text{優} + \text{合格}) \times 3 + \text{良} \times 2 + \text{可} \times 1 \} \div (\text{全修得単位数} \times 3) \times 100 \geq 75$ 又は $\{ (A^+ + A + P) \times 3 + B \times 2 + (C + D) \times 1 \} \div (\text{全修得単位数} \times 3) \times 100 \geq 75$
大学院生	現課程及び下位課程において、各課程の修得単位数が次の計算式を満たすこと $\{ (\text{優} + \text{合格}) \times 3 + \text{良} \times 2 + \text{可} \times 1 \} \div (\text{全修得単位数} \times 3) \times 100 \geq 75$ 又は $\{ (A^+ + A + P) \times 3 + B \times 2 + (C + D) \times 1 \} \div (\text{全修得単位数} \times 3) \times 100 \geq 75$

3. 奨学金給付額、支給期間

奨学金の給付額は次の金額で、支給期間は1年間です。

学 部 生： 30万円（年額）

大学院生： 45万円（年額）

4. 募集対象の奨学金

今回募集する奨学金は次のとおりです。

奨学金名	学年	人数	対象分野
京都大学基金企業寄附奨学金制度 ダイードリンコ株式会社	学部3年	3	総合人間学部、文学部、法学部、経済学部
京都大学基金企業寄附奨学金制度 株式会社ニッポン	修士1年	2	農学研究科
京都大学基金企業寄附奨学金制度 ナブテスコ株式会社	学部1~4年	3	工学部
京都大学基金企業寄附奨学金制度 株式会社西松屋チェーン	学部3年	6	工学部(物理工学科優先)、法学部、経済学部、総合人間学部、理学部
京都大学基金企業寄附奨学金制度 ヒューリック株式会社	修士1年	2	工学研究科
京都大学基金企業寄附奨学金制度 株式会社内田洋行	学部1~3年	3	教育学部、文学部、法学部、経済学部
京都大学基金企業寄附奨学金制度 日本ハム株式会社	修士1年	2	農学研究科
京都大学基金企業寄附奨学金制度 昭栄化学工業株式会社	修士1年	2	工学研究科
京都大学基金企業寄附奨学金制度 三協立山株式会社	修士1年	2	工学研究科

2022.5.17 現在。随時更新予定

5. 申請・採用の流れ

【Step1】令和4年度民間奨学金団体の募集において申込を受け付けます。上記の奨学金の中に希望する奨学金がある場合は申込期間に選択してご申請ください。

※詳細は「地方公共団体及び民間団体奨学金 令和4年度申込案内」(下記 URL に掲載)を参照のこと。

<http://www.kyoto-u.ac.jp/ja/education-campus/tuition/syogaku/sonota.html>



【Step2】奨学生候補者となった場合は個別に連絡しますので、下記申請書類を学生課奨学掛へご提出ください。

- ・ 願書
- ・ 所属学部長または研究科長等の推薦書

【Step3】審査結果の通知(6月中旬頃に本人に通知します。)

【Step4】奨学金の支給(銀行口座への振り込み。前期分は7月、後期分は11月の予定)

【Step5】報告書を提出(令和5年3月)

6. 注意事項

- (1) 他の奨学金との併給は可能です。
- (2) 寄附者への感謝のため本学が主催する交流会（年1回を予定）に原則参加してください。また広報のため、その際に撮影した写真をホームページ等に掲載します。
- (3) 条件に該当する学生が不在の場合、寄附企業の希望により民間団体等奨学金出願者の中から対象を拡大して選考することがあります。
- (4) 休学、退学等の異動があった場合は、以下の申請窓口に応し出てください。
- (5) 休学したときは、次の支給期からの奨学金支給を休止します。ただし、休学の理由によってはこの限りではありません。また、休止となった場合、当該年度内において復学しなかったときは、受給資格を失います。
- (6) 次の場合は、受給資格を失います。
 - ① 退学等により学籍を失った場合
 - ② 京都大学通則第32条第1項（第53条及び第53条の15において準用する場合を含む。）の規定による懲戒処分を受けた場合
 - ③ その他奨学生として不適当であると認められる場合
- (7) 提出書類における虚偽の記載やこの募集要項に記載する事項に違反するなど不適切な事実が判明した場合、受給した奨学金の全部又は一部を返納していただくことがあります。

【問い合わせ先、申請窓口】

教育推進・学生支援部 学生課 奨学掛

Tel: 075-753-2481

E-mail: 840scholarship@mail2.adm.kyoto-u.ac.jp



場所: 本部構内総合研究10号館1階 ※●印の位置